# WinQR使用許諾書

本使用許諾書は、猪熊俊夫(以下「開発者」といいます。)が個人的な目的のために開発したソフトウェア「WinQR」(以下「本ソフトウェア」といいます。)を公開するにあたり、その使用条件(以下「本規約」といいます。)を定めるものです。本ソフトウェアをインストールまたは使用した個人、企業または団体(以下「使用者」といいます。)は、本規約に同意したものとみなされます。

本規約は、本ソフトウェアの使用に関する開発者と使用者との間の完全な合意を構成するものであり、本ソフトウェアに関する従前の一切の情報提供、合意または了解に優先します。

第1条(定義)

1. 「QRコード」とは、広く普及している二次元コードである「QRコード モデル2」をいいます。
   QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
2. 「生成結果」とは、使用者の提供したデータを入力として本ソフトウェアを使用して生成された
   QRコードをいいます。生成結果は、本規約において本ソフトウェアの一部には含まれないものとします。
3. 「読取結果」とは、本ソフトウェアを使用してQRコードより読取を行った結果出力されたデータをいいます。読取結果は、本規約において本ソフトウェアの一部には含まれないものとします。
4. 「画面イメージ」とは、本ソフトウェアの画面を撮影またはキャプチャした画像および動画をいいます。画面イメージは、本規約において本ソフトウェアの一部には含まれないものとします。
5. 「反社会的勢力」とは、暴力団その他これに準ずる反社会的な個人または団体をいいます。

第2条(許諾事項)

1. 本ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、第三者に帰属する権利を除き、すべて開発者に帰属します。開発者は、使用者に対し、本規約に従った非独占的かつ譲渡不能かつ再許諾不能な使用権を無償で許諾するものとします。ただし、使用者が反社会的勢力に該当し、またはこれと密接な関係を有する場合には、本ソフトウェアの使用権を一切許諾しないものとします。
2. 開発者は、本ソフトウェアの更新、提供の中断または終了を任意に行うことができます。
   なお、本ソフトウェアの提供の中断または終了は、本ソフトウェアの使用許諾には影響しないものとします。
3. 開発者は、使用者が本ソフトウェアに関して開発者へ寄せたフィードバックの全部または一部について、使用者の氏名または名称を表示することなく、本ソフトウェアへの実装その他の方法で無償で自由に利用することができます。
4. 開発者は、生成結果および読取結果についての著作権その他いかなる権利も主張しないものとします。使用者は、開発者へ通知することなく、本規約に違反しない範囲で、生成結果および読取結果を、商用、非商用、教育、研究その他あらゆる用途において、公開、配布、販売その他の方法で自由に利用することができます。ただし、生成結果および読取結果の利用にあたり必要となる第三者の著作権その他の権利処理については、使用者の責任において行うものとし、また、生成結果および読取結果を利用したことにより、使用者と第三者との間で生じた一切の紛争については、使用者が自己の責任と費用において解決するものとします。なお、生成結果および読取結果に本ソフトウェアの名称を表示する必要はありません。
5. 使用者は、開発者へ通知することなく、本規約に違反しない範囲で、画面イメージを、商用、非商用、教育、研究その他あらゆる用途において、ウェブサイト、ソーシャルメディア、動画共有サービス、書籍その他の媒体にて、本ソフトウェアの名称を明示した上で利用することができます。ただし、画面イメージを利用したことにより、使用者と開発者、または使用者と第三者との間で生じた一切の紛争については、使用者が自己の責任と費用において対応するものとします。
6. 使用者が本規約に違反した場合、本ソフトウェアの使用許諾は直ちにその効力を失うものとします。この場合、使用者は、開発者の要求の有無にかかわらず、当該違反行為および本ソフトウェアの使用を直ちに中止し、本ソフトウェアおよびその複製物をすべて削除、アンインストールまたは廃棄するものとします。なお、当該使用者は、開発者の事前の承諾を得ない限り、本ソフトウェアを再びインストールまたは使用することはできません。

第3条(禁止事項)

1. 使用者は、本ソフトウェアの全部または一部について、リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル・人工知能による学習もしくは推論への利用その他これらに類する方法による解析もしくはデータ抽出、改竄、派生ソフトウェアの開発、動作・機能・制限・セキュリティ機構の回避もしくは無効化、非公開機能の使用を自ら行い、または第三者に行わせてはなりません。また、使用者は、これらの行為により直接または間接に取得した情報を使用し、または第三者に提供してはなりません。
2. 使用者は、開発者による本ソフトウェアの提供、または第三者による本ソフトウェアの使用を妨害してはなりません。
3. 使用者は、本ソフトウェアの全部または一部を、開発者の事前の承諾なく第三者に提供、再配布または再販売してはなりません。
4. 使用者は、本ソフトウェアの機能、動作または仕様について、事実に反する情報または誤認を生じさせる情報を、それと知りながら第三者へ発信してはなりません。
5. 使用者は、自己が作成、配布または販売する一切の提供物および自己が提供するサービスについて、開発者または本ソフトウェアを示す名称、デザインその他これらに類似する表示を用いて、開発者が公式に提供するものである、または開発者の承認、保証もしくはサポートを受けていると誤認させる表示または説明をしてはなりません。
6. 使用者は、本ソフトウェア、生成結果、読取結果または画面イメージを、反社会的勢力に関わる活動、開発者または第三者への嫌がらせ、誹謗中傷その他法令もしくは公序良俗に反する行為、その他開発者が本ソフトウェアの提供目的に照らして社会通念上不適切であると合理的に判断する行為に用い、またはこれらを助長する目的で用いてはなりません。

第4条(免責事項)

1. 本ソフトウェアは現状有姿で提供され、開発者は、本ソフトウェアの動作の完全性、正確性、特定目的への適合性、セキュリティの確保、不具合の不存在、継続的な提供、第三者の権利の非侵害その他の事項について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の保証を行わないものとし、また、更新およびサポートを提供する義務を負わないものとします。
2. 開発者は、使用者が本ソフトウェアを常に最新バージョンに更新することを推奨します。使用者が最新バージョンではない本ソフトウェアを継続して使用する場合、セキュリティ上または機能上の問題により、使用者の環境または生成結果および読取結果に不具合が生じるおそれがあります。
3. 本ソフトウェアは、ハードウェア、オペレーティングシステム、ネットワーク環境その他の使用者の環境または第三者ソフトウェアとの互換性を保証するものではありません。使用者の環境の準備および維持は、使用者の責任と費用において行うものとします。
4. 本ソフトウェアは、使用者の個人情報、使用状況、生成結果、読取結果その他の情報を外部へ送信する機能を有していません。ただし、本ソフトウェアの動作に関連するオペレーティングシステムの機能による外部への情報の送信については、この限りではありません。
5. 開発者は、生成結果および読取結果の品質、動作、正確性、安全性、適法性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害その他の事項について、一切の保証を行わず、その利用については、すべて使用者の責任とします。
6. 使用者は、生成結果および読取結果の保存および管理を自己の責任において行うものとします。
7. 本ソフトウェアの使用または使用不能により生じたデータ損失、業務中断、利益損失その他の直接または間接のいかなる損害についても、開発者の故意または重過失が認められる場合を除き、開発者は一切の責任を負わず、使用者は自己の責任において本ソフトウェアを使用するものとし、本ソフトウェアの使用または使用不能に起因して使用者と第三者との間で生じた紛争については、使用者が自己の責任と費用において解決するものとします。また、本規約の他の条項にかかわらず、法令に基づき開発者が本ソフトウェアに関連して責任を負う場合であっても、その責任は、開発者の故意または重過失が認められる場合を除き、使用者に直接かつ現実に生じた通常損害に限られるものとします。

第5条(規約管理)

1. 開発者は、本ソフトウェアの更新、法令の改正その他の事情により合理的に必要であると判断した場合、本規約を変更することができます。変更後の本規約は、これを記載した使用許諾書が同梱された本ソフトウェアのバージョンについて、使用者が当該バージョンをインストールまたは使用した時点から適用されるものとします。
2. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、法令または裁判所の判断により無効または執行不能とされた場合であっても、本規約のその他の条項は引き続き有効に存続するものとします。
3. 開発者が本規約に基づく権利を行使しなかった場合であっても、当該権利を放棄したものとみなされるものではなく、将来において当該権利を行使することを妨げるものではありません。
4. 使用者は、開発者の事前の承諾なく、本規約に基づく権利または義務を第三者に譲渡、移転または担保設定することはできません。
5. 本規約に基づく使用許諾が終了した場合であっても、本規約のうち、その性質上存続すべき条項は引き続き有効に存続するものとします。
6. 本規約は、開発者が制定した日本語による原文を唯一の正文とします。第三者によって作成または提供された、本規約の要約、解説、外国語訳その他これらに類するものは、本規約としての効力を有しないものとします。

第6条(準拠法・管轄)

1. 本規約は日本国の法令に準拠します。使用者は、本ソフトウェアの使用または生成結果および読取結果の利用にあたり、日本国の法令を遵守するものとします。
2. 本ソフトウェアは、日本国内での使用のみを想定して提供されています。日本国外において本ソフトウェアを取得または使用する場合、使用者は、当該取得または使用に適用される法令を遵守し、当該法令に関連して生じた紛争については、自己の責任において対応するものとします。
3. 本ソフトウェアに関連して生じた紛争については、法令に別段の定めがある場合を除き、開発者の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。